

政令第 号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「又は都市」を「、都市」に改め、「必要な施設」の下に「又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設」を加える。

附則第一条の四中「施設」の下に「又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設」を加える。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 理由

最近における地域経済の状況に鑑み、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件の特例の対象となるものとして、宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業を追加する等の必要があるからである。